

緊急事態対策期

〈5月9日(日)から5月31日(月)まで〉における香川県からのお願い

本
県
の
状
況

- 感染・伝播性が高いと見られる変異株の占める割合が急増
- 5月7日には新規感染者数が過去最多の78人、直近1週間の新規感染者数も229人
- 確保病床の使用率も国の示すステージⅣ(感染爆発段階)の指標である5割を超えた状態

感染
急拡大

県民の皆さまへ

香川県コロナ非常事態宣言

- ▶ **日中も含め、不要不急の外出や移動を自粛してください**
(生活上必要な買い出しや、やむを得ない仕事等以外の外出を控えてください)
- ▶ **時短要請に依拠していない飲食店等の利用を厳に控えてください**

- 栗林公園、さぬきこどもの国、県立ミュージアム、東山魁夷せとうち美術館、瀬戸内海歴史民俗資料館、瀬戸大橋記念館は臨時休園・休館(～5月31日(月)まで延長)
- 県立学校の部活動は県内外ともに他校との交流(練習試合・合同練習等)停止(～5月31日(月)まで延長)等

飲食店を営んでいる皆さまへ

営業時間短縮の要請を延長することとなり、大変ご迷惑をおかけしますが、引き続きご協力をお願いします。

- 1 実施期間 / 5月12日(水)午前0時～5月31日(月)午後12時
- 2 対 象 / 県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店の営業を行っている店舗(小売りを主体とする場合やテイクアウト専門店等は除く)
- 3 内 容 等 / 夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮を要請します。
 飲食店において、営業時間は午前5時から**午後8時まで**としてください。
 酒類提供は、**午後7時まで**としてください。
 営業時間短縮にご協力いただいた飲食店には協力金をお支払いします。

4 営業時間短縮協力金(第3次)

【要件】営業時間短縮要請の延長期間を通して、ご協力いただいた飲食店

- ✓ 定休日を除き、1日でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の支払要件を満たしませんので、ご注意ください。
- ✓ 深夜営業されている店舗について、5月12日(水)午前0時から午前5時までの間に営業した場合、協力金の支払要件を満たしません。
- ✓ 通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合の対象となりません。

【支払額】中小企業 前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じて2万5千円～7万5千円/日

・1日当たりの売上高が8万3,333円以下の場合 → 一律2万5千円/日を支払

・1日当たりの売上高が8万3,333円超の場合 → 1日当たりの売上高×0.3(上限7万5千円/日)

大企業 前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額の4割 ※中小企業においてもこの方式を選択可

上限20万円/日 又は 前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額

第3次協力金限定 上記に加え、支払額の1割を県独自に支援

※制度詳細は、
現在、検討中につき、
後日公表します。

※支払額は、1日当たりの単価×日数で算出しますが、日数には、定休日や延長要請前に店休日としていた日は含みません。

! 申請店舗の外観・内観の写真(営業している事実、店休日、時短営業・感染防止対策等の事実が確認できるもの)が必要となります。

協力金については「香川県営業時間短縮協力金コールセンター」にお問い合わせください。 開設時間:午前9時～午後5時30分(平日) ☎087-813-3249

香川県 県民の皆さま、飲食店を営んでいる皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

緊急事態対策期における対策については右記ホームページをご覧ください。

